

こんにちは！家庭児童相談室です

ちょっとした不安、困ったとき、ひとりで悩まずご相談ください。



「子育てについての不安」
「子どものことばや発達のおくれが心配」
「配偶者、パートナーからの暴力、夫婦に関する問題」
「近隣の家から子どもをたたく音や叫び声が聞こえる」
「経済的な問題や病気などで養育が困難である」など

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

子育てに
体罰や暴言を使わない

子どもが親に恐怖心を持つと
SOSを伝えられない

爆発寸前のイライラを
クールダウン

親自身が
SOSを出そう

子どもの気持ちと行動を
分けて考え、育ちを応援



詳しくはこちら▶



【問】子育て支援課 家庭児童相談室 ☎(0879)26-9933 9:00~16:00

街角の年金相談センターの 年金相談(予約制)

6月20日(火)10:00~15:00 市役所本庁203会議室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

【問】街角の年金相談センター高松オフィス
☎(087)811-6020

年金事務所の出張年金相談 (予約制)

6月27日(火)10:00~15:00 長尾公民館2階研修室
基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。
(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室
☎(087)804-0508

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る額を増やすために、免除等期間の保険料については10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

追納のお申し込みを希望される方や相談については下記までご連絡ください。

【問】ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 高松東年金事務所 ☎(087)861-3866